

足立区地域防災計画

【震災編】

素案 概要版

令和7年7月現在



- 目 次 -

01 地域防災計画とは

(1) 地域防災計画改訂の概要	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の性格	2
(4) 計画の構成	2
(5) 防災関連計画の体系図	3

02 想定される被害、減災目標

(1) 足立区の被害想定	4
(2) 基本目標	5
(3) 被害を軽減するための施策の体系	5

03 令和7年度改訂の主な項目

(1) 地域防災計画改訂の概要

今回の足立区地域防災計画（震災編）の改訂は、令和3年度の最終改訂以降に明らかとなった新たな知見や環境の変化を踏まえ、計画の実効性を一層高めることを目的に行います。

具体的には東京都が見直した**首都直下地震の被害想定**及び関連する上位計画などの修正、さらには**令和6年能登半島地震など近年の大規模災害における教訓**を踏まえ、本区の地域特性や社会情勢の変化に対応したより実効性のある防災対策の構築を目指して、内容を見直しました。

修正のポイント

- ①「**災害関連死の防止**」を目指し、各種対策を推進
- ②「（仮称）**トイレ確保・管理計画の策定**」や「**災害ケースマネジメントの導入推進**」など、課題に向けた新たな対応方針を追加

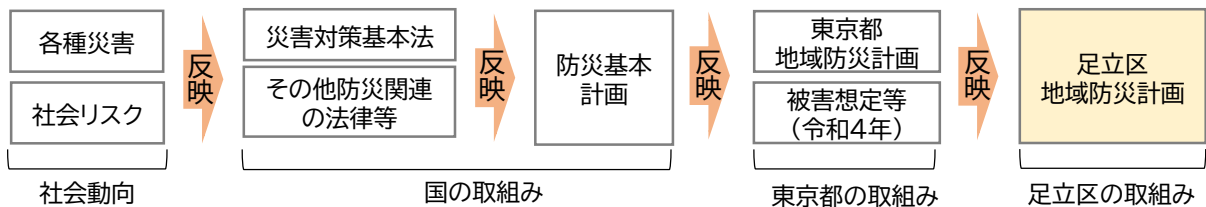


図 改訂の流れ

(2) 計画の目的

足立区は、海抜2メートル前後の低い土地に位置し、地盤がやわらかい場所が多くあります。また、木造住宅が密集している地域もあることから、大規模な地震に対して被害を受けやすい特性があります。

このような地域特性を踏まえ、国、東京都、区、そして区民や事業者は、それぞれの立場で責任を持って備えを進め、地震が発生した際には、**地域全体が連携して応急対応を行うことにより**、被害を最小限に抑えることが求められます。

本計画は「**減災**」の視点から、**区・防災関係機関・区民・事業者それぞれの役割を明確にし、区民の生命・身体・財産を守る**ことを目的としています。

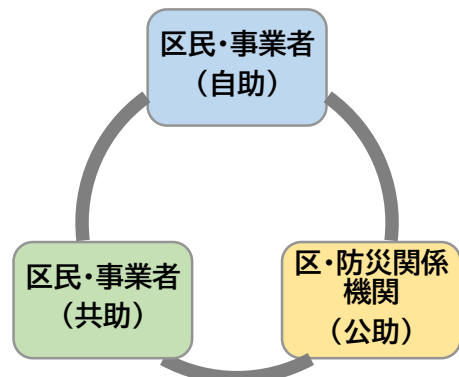


図 「自助」「共助」「公助」の実現による
地域防災力の向上

(3) 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災関係機関で構成される足立区防災会議が策定する計画です。

また、この計画は、足立区災害対策条例第12条及び足立区災害対策条例施行規則第3条に定める足立区地域防災総合計画の一部を構成しています。

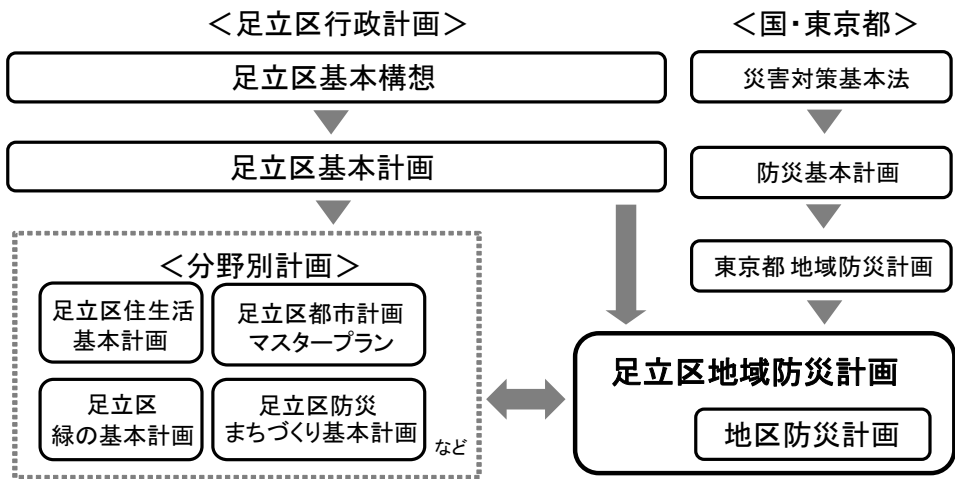


図 上位計画等と足立区地域防災計画の関係

(4) 計画の構成

地域防災計画の震災編は、7部及び付属編で構成されており、第1部及び第2部に基本的な事項をとりまとめ、第3部で防災に関する平常時に行う予防・事前対策、第4部で発災以後の応急対策、第5部・第6部で復旧・復興について規定しています。

震災編		
第1部	総則	地域防災計画の概要 区等の基本的責務と役割 など
第2部	防災に関する組織 と活動内容	災害対策本部設置基準 足立区業務継続計画（BCP）の概要 など
第3部	災害予防計画	区民と地域の防災力向上 安全な災害に強い防災まちづくり など
第4部	災害応急対策計画	区民と地域による防災活動 河川施設、公共施設の危険防止行動 など
第5部	災害復旧計画	河川施設、公共施設等の機能回復 交通ネットワーク及びライフラインの機能回復 など
第6部	災害復興計画	復興の基本的考え方 震災復興計画の策定 など
第7部	応急対策に関する 足立区全体シナリオ	災害発生後における区の本部体制 区及び防災機関がとるべき応急対策、復旧対策 など
付属編	火山対策	富士山噴火降灰対策 など

（５）防災関連計画の体系図

足立区地域防災計画と法令・関連計画などとの関係は、以下のとおりです。

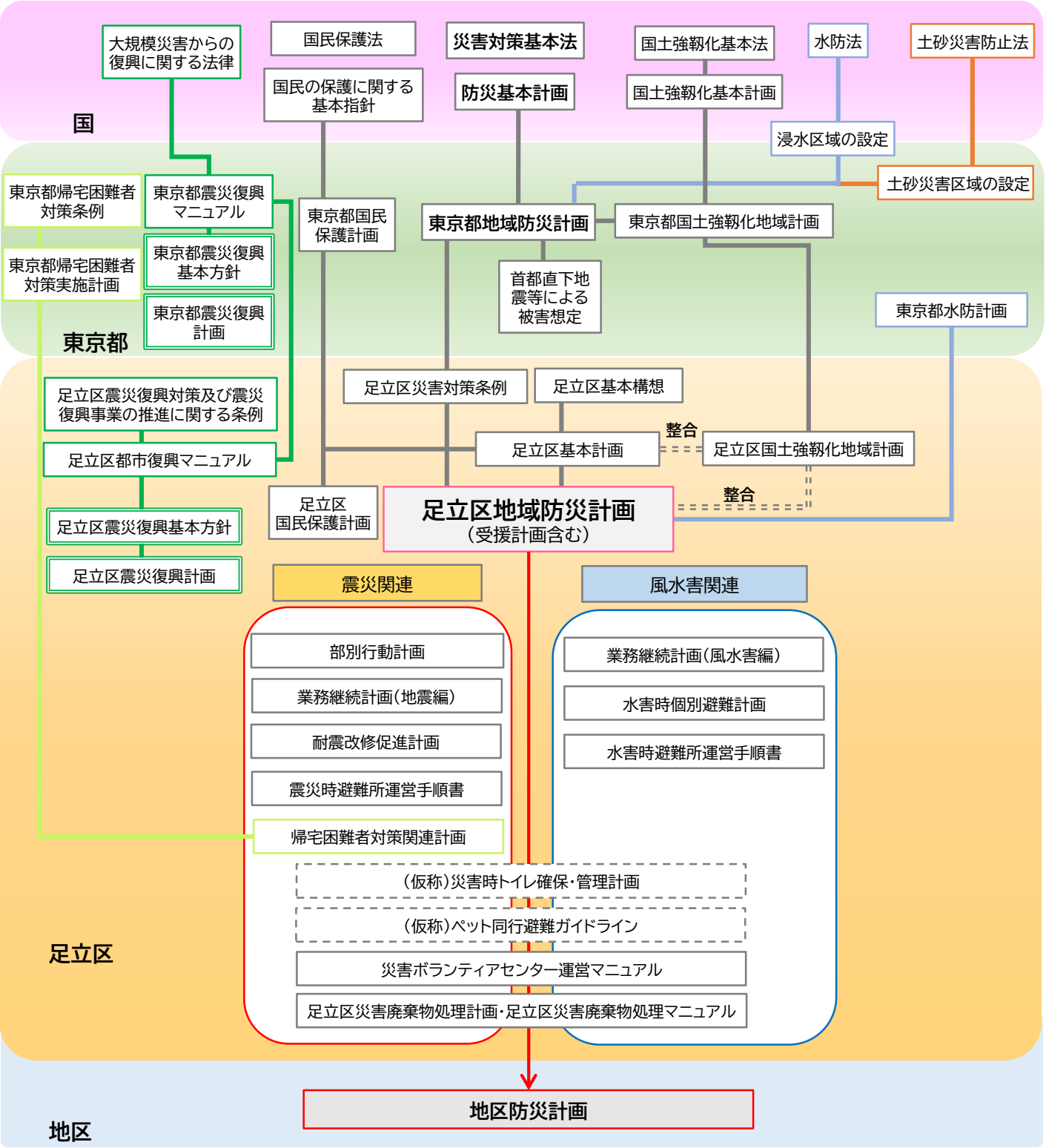


図 防災関連計画の体系図

(1) 足立区の被害想定

東京都は、東日本大震災を踏まえ策定した被害想定を10年ぶりに見直し、新たな被害想定（令和4年5月）を公表しました。

それによると足立区の被害は以下のとおりです。

ア 震度分布

震度6強の揺れが広い範囲で想定されています。
一部で震度6弱や震度7が想定される区域も含まれます。

イ 建物全壊棟数

区全域で最大11,952棟の全壊が想定されています。

ウ 焼失棟数

最大で13,546棟の焼失が想定されています。



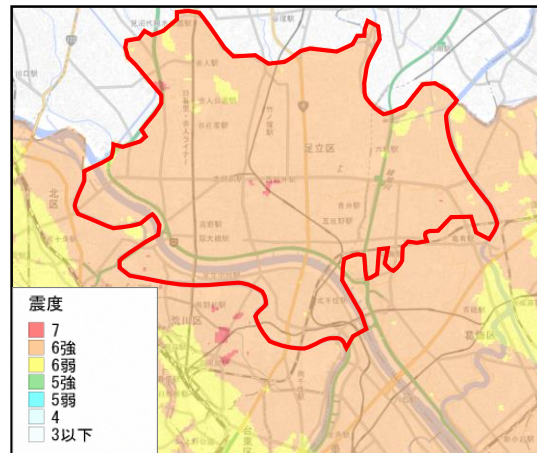
地震による建物倒壊や火災の影響により

死者数 約800人

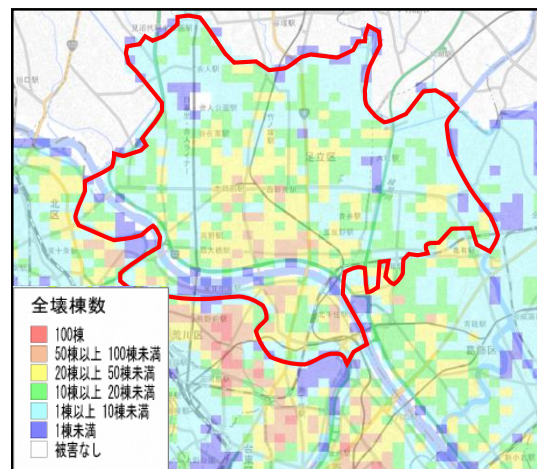
条件	規模		都心南部直下地震（M7.3）				
	時期及び時刻		冬の朝 5 時		冬の夕方 18 時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者（計）		822 人	824 人	781 人	795 人	
	原因別	ゆれ建物被害	743 人	743 人	480 人	480 人	
		屋内収容物	24 人	24 人	18 人	18 人	
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	
		火災	54 人	56 人	277 人	291 人	
		ブロック塀等	0 人	0 人	6 人	6 人	
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	
	負傷者（計）		9,674 人	9,684 人	8,450 人	8,507 人	
	（重傷者）（計）		1,276 人	1,279 人	1,302 人	1,318 人	
	原因別	ゆれ建物被害	8,953 人	8,953 人	6,684 人	6,684 人	
		屋内収容物	499 人	499 人	380 人	380 人	
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	
		火災	212 人	222 人	1,168 人	1,225 人	
		ブロック塀等	10 人	10 人	218 人	218 人	
		屋外落下物	0 人	0 人	1 人	1 人	
	物的被害	（建物原因別）	ゆれ液状化等による建物全壊	11,952 棟			
			ゆれ液状化等による建物半壊	22,210 棟			
火災			2,168 棟	2,259 棟	12,915 棟	13,546 棟	
ライフライン		電力停電率	19.8 %	19.8 %	24.2 %	24.5 %	
		通信不通率	2.1 %	2.1 %	8.9 %	9.3 %	
		ガス供給停止率	80.5 %				
		上水道断水率	49.7 %				
		下水道管きよ被害率	6.6 %				
		その他	帰宅困難者		—	—	44,303 人
避難者			244,132 人	244,477 人	284,558 人	286,932 人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数			829 台	829 台	881 台	885 台	
要配慮者死者数			648 人	650 人	616 人	626 人	
自力脱出困難者			4,593 人		3,375 人		
災害廃棄物			249 万 t	249 万 t	273 万 t	274 万 t	

表 足立区における被害想定(令和4年5月)

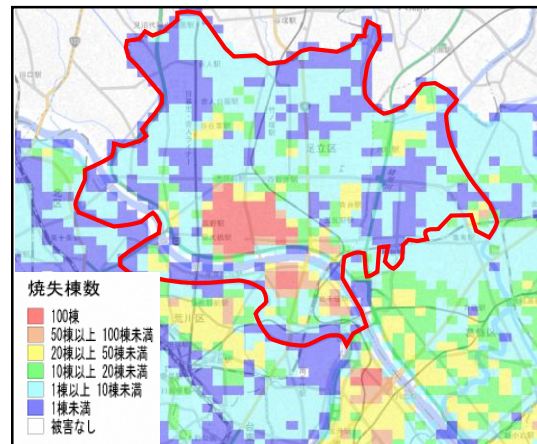
ア 震度分布



イ 建物全壊棟数



ウ 焼失棟数



各図 東京都被害想定マップ(令和5年3月)

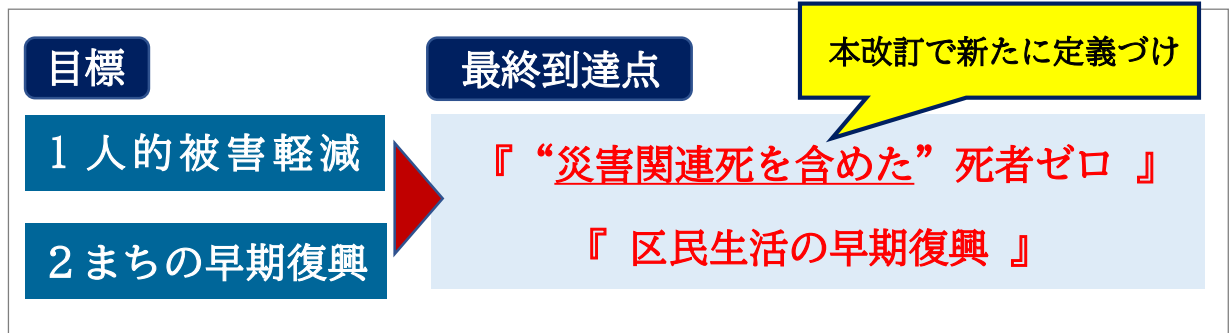
(2) 基本目標

減災の目標は二つ

一つ目の目標は、地震による直接の被害や災害関連死を含めた「人的被害（死者）の軽減」です。

二つ目の目標は、建築物やインフラ施設、ライフラインの復旧など、「まちの早期復興」です。

これらの目標の最終的な到達点として、「死者ゼロ」「区民生活の早期復興」を設定しています。第3部の災害予防計画、第4部の災害応急対策計画、第5部の災害復旧計画に示された各施策を着実に実施し、実現を目指してまいります。



(3) 被害を軽減するための施策の体系

No.	施策	ページ	No.	施策	ページ
1	区民と地域の防災力向上	114～	8	帰宅困難者等対策	231～
2	安全な災害に強い防災まちづくり	141～	9	避難者対策	246～
3	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	172～	10	物流・備蓄・輸送対策	266～
4	津波等対策	194～	11	放射性物質対策	277～
5	応急対応力の強化	199～	12	住民の生活の早期再建対策	278～
6	情報・通信の確保	212～	13	受援体制の整備	292～
7	医療救護・保健衛生等対策	223～			

表 震災対策の施策体系(13施策)※第3部～第5部に共通

今回の改訂では、社会環境の変化、法令・上位計画の改正、これまでの災害対応における成果と課題などを踏まえ、主に以下の点について改訂しています。

災害関連死対策

- ① 災害時のトイレ確保 ② 水・食糧提供体制の整備
③ ベッドの確保 ④ 被災者支援

地域防災計画

第1部 第4章
P51・75～78
86・88

在宅避難

- ⑤ 在宅避難の促進（マンションを含む）

地域防災計画

第1部 第4章
P75・76

多様性

- ⑥ 多様なニーズへの配慮

地域防災
計画

第1部 第4章
P68・75

防災DX

- ⑦ 防災DXの推進

地域防災
計画

第1部 第4章
P75・86・90

ペット

- ⑧ ペット防災

地域防災
計画

第1部 第4章
P75

帰宅
困難者

- ⑨ 帰宅困難者対策

地域防災
計画

第1部 第4章
P74・85

人材
育成

- ⑩ 災害対応人材の確保

地域防災
計画

第1部 第4章
P68

備蓄管理

- ⑪ 備蓄管理体制の整備

地域防災
計画

第1部 第4章
P86・87

受援

- ⑫ 受援体制の整備

地域防災
計画

第1部 第4章
P78・79・89

庁内体制

- ⑬ 職員体制の再整備

地域防災
計画

第1部 第4章 P72
第2部 第2章 P110

複合災害

- ⑭ 複合災害への備え

地域防災
計画

第1部 第5章
P78・91～93

火山対策

- ⑮ 火山編の新設

地域防災
計画

付属編 P629～

T K B の確保で避難所の生活環境を向上し関連死を防止

Toilet

トイレの確保

Kitchen

食糧/水の確保

Bed

睡眠環境の確保

T ① 災害時のトイレ確保

(1) 「(仮称) 災害時トイレ確保・管理計画」に基づき各種トイレを確保

■ (仮称) 災害時トイレ確保・管理計画とは

災害発生後の各フェーズでの適切なトイレ確保のために、都のトイレ空白地域の情報等を参考に策定する計画

トイレの種類



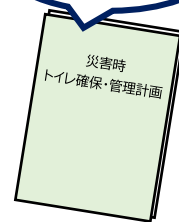
携帯トイレ
簡易トイレ
仮設トイレ
マンホールトイレ
自己処理型トイレ等

各フェーズ (時期)



発災から3日
4日から1週間
1週間から2週間
2週間から1か月
1か月以降

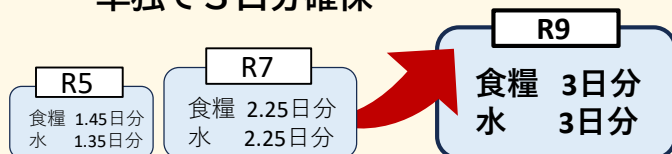
令和7年度末
策定予定



(2) 区の災害用備蓄として1週間分の携帯トイレを確保するほか、自己処理型トイレなど各種災害用トイレを確保

K ② 水・食糧提供体制の整備

(1) 区の災害用備蓄として水・食糧を区単独で3日分確保



(2) キッチンカー※などを利用した温かい食事の提供

(3) 液体ミルク備蓄の確保

B ③ ベッドの確保

(1) 規格を満たした簡易ベッドの新規導入を推進

高さ/40cm程度

飛沫や粉じんの吸引を防止でき、立ち上がりやすい

幅/80cm程度

寝返りをうつことが可能

(2) プライバシー保護のための間仕切り(パーティションなど)の新規導入を推進

※ キッチンカーとは、食品の調理設備を備えた車両のこと。

④ 被災者支援（災害ケースマネジメントの導入推進）

(1) 被災者個々の状況に合った支援につなぐため**災害ケースマネジメント**の導入を推進

■災害ケースマネジメントとは

個別の被災状況・生活状況を把握し、必要な支援につなげる仕組みのこと

被災者一人ひとりの
被災・生活状況

「障がいがあり生活が困難」
「職や家を失った」など

必要な支援

被災者生活再建支援金
応急仮設住宅の供与
法律相談 など

以下の流れで、被災者が抱える生活課題を把握し
必要な支援へのつなぎを実施する

STEP
1

訪問などにより支援が必要な
被災者を発見、状況を把握

STEP
2

被災者個々の課題に応じた
支援の検討・つなぎ

アウト
リーチ※



災害ケースマネジメントケース会議の実施

「アウトリーチ等で得られた情報」



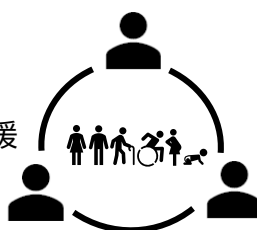
「平時の福祉サービス利用情報等」



個々の課題に応じた支援方策を検討

STEP3

官民連携による被災者支援
の継続的な実施



※ アウトリーチとは、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

⑤ 在宅避難の促進（マンションを含む）

- (1) 毎月19日を『**あだち備蓄の日**』とし、各家庭へ3日分以上の備蓄を啓発

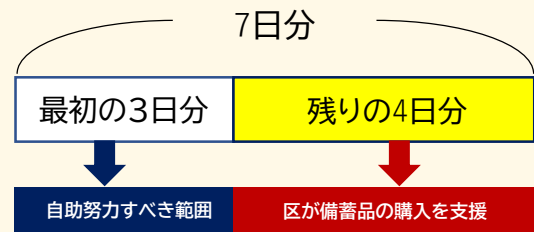


- (3) **マンション**に対する備蓄品購入費を助成

対象品目
『保存水(賞味期限5年)』
『携帯トイレ』

対象となる
マンション
住戸数50戸以上または階数6階以上
かつ
防災備蓄倉庫を設置していること

- (2) **在宅避難の備え**を促進するため、訓練参加者への防災グッズの配布などを検討する



※ 助成金額上限などの条件あり

⑥ 多様なニーズへの配慮

高齢者／障がい者

高齢者施設や障がい者施設などと協定を締結し、災害時の福祉業務を担う人員を確保する

外国人

外国人向けに「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る

女性

女性の意見を取り入れるために女性防災士など、人材育成の支援を行う

性的マイノリティ

訓練などを通じて避難所運営に携わる方に対し、性的マイノリティの理解促進に努める

⑦ 防災DXの推進

- (1) 停電発生時に備えた電源確保や通信手段の確保などを目的として、第一次避難所へ蓄電池や情報通信資器材を集約した**災害ポータルキャビネット(DPC)**の設置を推進
- (2) **避難所受付業務**などにDX (digital transformation)を導入

災害ポータルキャビネット (DPC: Disaster Portal Cabinet)



※イメージ図

＜内容物＞

- ① 地域BWAルーター
- ② 蓄電池
- ③ タブレット
- ④ モバイル音声翻訳機
- ⑤ 投光器・三脚

⑧ ペット防災

- (1) 「(仮称)足立区ペット同行避難ガイドライン」に基づいた対応の推進



※ 現在策定中

⑨ 帰宅困難者対策

- (1) **北千住駅及び綾瀬駅**それぞれの対策の実効性を検証するために、各協議会と連携し訓練を実施していく
- (2) 新たな**一時滞在施設**の指定に向け、更に新規確保に努めていく

⑩ 災害対応人材の確保

- (1) 防災士の資格取得費用助成の対象を拡大し、避難所運営などのサポート体制を強化
- (2) 災害時の多様なニーズを把握するため、防災に関する**女性の人材の確保**を推進

⑪ 備蓄管理体制の整備

- (1) 物流専門業者のノウハウを導入し、**備蓄管理の効率化・高度化**を図る
- (2) 災害備蓄倉庫と物資荷捌き場を備えた**災害拠点施設の新設**



⑫ 受援体制の整備

- (1) **受援の対象となる業務**を事前に選別
- (2) その上で、受援に関する各部の役割を整理し、受援業務を具体化した**マニュアル**を作成

⑬ 職員体制の再整備

- (1) 初動で必要な人員を確保し、発災直後の混乱を軽減するための**参集基準の見直し**
- (2) 業務継続計画の見直しにより**ローテーション勤務体制**などを整備

⑭ 複合災害対策への備え

- (1) 複合災害の**類型及び課題**について整理
- (2) 相互応援協定による近隣自治体と連携した**広域避難**を推進



⑮ 火山編の新設

- (1) 火山噴火が区にもたらす**被害と対策**を整理
- (2) 国の**降灰予報**などの火山噴火に対する対応について整理

